

第3回 第3次千葉市議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日時 令和6年1月17日（水）
午後1時30分から午後2時48分まで
- 2 会場 千葉市役所低層棟6階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）石川弘委員長、麻生紀雄副委員長、
伊藤隆広委員、前田健一郎委員、中島賢治委員、三須和夫
委員、田畑直子委員、川合隆史委員、伊藤康平委員、
森山和博委員、中村公江委員、守屋聡委員、
佐々木友樹議員（椛澤洋平委員の代理）
(オブザーバー) なし
(事務局) 議会事務局長 他10人
- 4 傍聴者 (報道関係) なし
(一般傍聴者) なし

5 協議事項及び協議結果

(1) 委員会機能の充実について

<協議内容>

委員会機能の充実に関する今後の具体的な協議項目について、正副委員長案が提示された。

また、「第2次千葉市議会運営活性化推進協議会」で決定された検証項目（①「年間調査テーマの必置」、②「本会議での委員長の所信表明」、③「年間活動計画の作成」）を今後も改善等を加えながら継続することについて協議が行われた。

<主な意見>

特になし。

<協議結果>

正副委員長案として示された委員会機能の充実に関する協議項目について、今後、協議・検討していくことが決定された。

また、本協議会で効果検証を行うこととされていた3項目については、来年度以降も改善等を加えながら継続して実施していくことが決定された。

(2) 議会のデジタル化の推進について

①オンライン会議の導入について

<協議内容>

第2回協議会で提出を依頼した、「委員会条例・会議規則の一部改正案等に対する意見」調査票について、自民党、立憲民主・無所属、日本維新の会・無所属の会の3会派は、いずれも原案どおりで特に問題なしとの回答であったことが、委員長から報告された。

引き続き、公明党から提出された確認事項について事務局から説明を行った後、公明党及び共産党から提出された修正意見について委員間で協議が行われた。

<主な意見>

【たたき台に対する確認事項について】

要綱第2条第3項第2号に規定する「感染予防が推奨される社会情勢下」の解釈にあたっては、委員会室への参集が原則とされる中で、安易にオンライン出席を認めるのではなく、市域や庁内で感染症が蔓延している状況などを踏まえながら、委員長がオンライン出席の許否を判断する運用になるよう留意すべき。

【たたき台に対する修正意見について】

『①オンライン出席を認める事由に育児・介護を盛り込むべきとの意見について』

- ・委員会室への参集が原則とされる中、感染症の蔓延や災害等の事由により、大多数の委員が委員会室への参集が困難な場合に限りオンライン出席を認めようとするものであり、この点において育児・介護は、これにあたらぬ。現段階で規定に盛り込むのは時期尚早と考える。
- ・オンライン出席の事由に育児・介護を盛り込むことの趣旨を否定するものではないが、公職である議員が当該理由によりオンライン出席することに関しては、市民意見も踏まえながら検討する必要がある、今後の検討課題としていくことが望ましい。

『②執行部説明員のオンライン出席を認めるべきとの意見について』

- ・現状、出席を予定していた執行部説明員が体調不良等の場合、代理の職員が出席をしており、無理にオンライン出席を認める必要性はないと考える。
- ・委員会の構成員である委員は、代理の者が議案の採決等に加わることは許されない一方で、執行部説明員は、代理の職員が出席したとしても委員会運営自体に支障が生じない。執行部説明員については、原則オンライン出席を認めないこととしつつ、要綱に、委員長が必要と認める場合はオンライン出席することができる趣旨の規定を置くなど、弾力的な運用が行えるようにすべきと考える。

『③請願・陳情者のオンラインによる意見陳述を認めるべきとの意見について』

- ・請願・陳情者のオンラインによる意見陳述は、陳述者の通信状況などにより映像・音声途絶えた場合、委員会審議を中断せざるを得なくなり、円滑な委員会運営の観点からも慎重に考える必要がある。
- ・請願・陳情者の意見陳述は、委員会の休憩中に、提出された書面の参考意見として聴取しているものであり、オンラインによる意見陳述を認めない

運用とすることが望ましい。

『④オンライン出席の申請書提出期限に関する特例を認めるべきとの意見について』

- ・オンライン出席に係る委員長への申請書提出について、改正案では委員会開催日前日の正午迄を期限としているが、感染症の罹患や災害の発生などにより期限後に参集が困難となる事由が生じる場合もある。委員長がやむを得ないと認める理由がある場合は、期限後においても申請書提出を認める特例を要綱に設けるべき。

<協議結果>

委員会条例・会議規則の一部改正案については、原案どおりに改正を行うことが決定された。

オンライン委員会に係る要綱案については、委員長が必要と認めた場合に執行部説明員がオンライン出席できる規定を追加すること、また、オンライン出席に必要な委員長への申請書の提出期限について、委員長がやむを得ないと認める理由がある場合、委員会開催日前日の正午以降も申請が行える特例規定を設けることが決定された。

②タブレット導入の協議・検討について

<協議内容>

前回会議でたたき台案として協議した、「タブレットの目的、活用範囲及び活用方法」を整理し、「公費タブレット導入の基本的考え方」として提示し、意見交換を行った。

また、公費タブレット導入に係るワーキンググループの設置について、意見交換を行った。

<主な意見>

- ・基本的な考え方として完全ペーパーレス化していくことは了とするが、紙で迅速にやらざるを得ない事態が発生することもあると思う。
- ・公費でタブレット導入に議会が踏み切るためには、改選前の申し送りをしっかり解決することが前提となる。
- ・公費タブレットの活用範囲を議会活動に限るとしているが、この議会活動の範囲をしっかりと確認しておいた方がよい。
- ・ワーキンググループに関し無所属議員も傍聴できるような配慮が必要ではないか。
- ・ワーキンググループの報告を受けて活性協で協議するのだから、特段何かに位置付けて、非公開のワーキンググループを他の議員に傍聴してもらわなくてもよいのではないか。

<協議結果>

タブレットの目的、活用範囲及び活用方法を整理した基本的な考え方が了承され、この基本的な考え方をもってタブレットを導入することとなった。

案のとおり、ワーキンググループを設置することとなった。

(3) 次回の開催日程について

令和6年2月15日（木）午前10時00分から開催することとした。